

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

2021年 第1回 一部改正

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

2021年 第2回 一部改正

2021年12月27日 規則 第55号/達 第52号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2021年12月16日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2021年 第1回 一部改正

2021年12月27日 規則 第55号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2021年12月16日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2021年12月27日 規則 第55号
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.3 二酸化炭素放出抑制指標規制値（附属書 VI 第 21 規則関連）*

表 8-8 を次のように改める。

表 8-8 二酸化炭素放出抑制指標に関する適用日とリファレンスラインからの削減率

船種	船舶のサイズ	削減率 (%)					
		フェーズ 0	フェーズ 1	フェーズ 2		フェーズ 3	
		2013年1月1日 - 2014年12月31日	2015年1月1日 - 2019年12月31日	2020年1月1日 - 2022年3月31日	2020年1月1日 - 2024年12月31日	2022年4月1日以降	2025年1月1日以降
ばら積貨物船	20,000 DWT -	0	10		20		30
	10,000 - 20,000 DWT	非適用	0-10 ⁽¹⁾		0-20 ⁽¹⁾		0-30 ⁽¹⁾
ガス運搬船	10,000 DWT -	0	10	20	20	30	30
	10,000 - 15,000 DWT	0	10		20		30
	2,000 - 10,000 DWT	非適用	0-10 ⁽¹⁾		0-20 ⁽¹⁾		0-30 ⁽¹⁾
タンカー	20,000 DWT -	0	10		20		30
	4,000 - 20,000 DWT	非適用	0-10 ⁽¹⁾		0-20 ⁽¹⁾		0-30 ⁽¹⁾
コンテナ船	200,000 DWT -	0	10	20		50	
	120,000 - 200,000 DWT	0	10	20		45	
	80,000 - 120,000 DWT	0	10	20		40	
	40,000 - 80,000 DWT	0	10	20		35	
	15,000 - 40,000 DWT -	0	10	20	20	30	30
	10,000 - 15,000 DWT	非適用	0-10 ⁽¹⁾	0-20 ⁽¹⁾	0-20 ^(*)	15-30 ⁽¹⁾	0-30 ^(*)
一般貨物船	15,000 DWT -	0	10	15	15	30	30
	3,000 - 15,000 DWT	非適用	0-10 ⁽¹⁾	0-15 ⁽¹⁾	0-15 ^(*)	0-30 ⁽¹⁾	0-30 ^(*)
冷凍運搬船	5,000 DWT -	0	10		15		30
	3,000 - 5,000 DWT	非適用	0-10 ⁽¹⁾		0-15 ⁽¹⁾		0-30 ⁽¹⁾
兼用船	20,000 DWT -	0	10		20		30
	4,000 - 20,000 DWT	非適用	0-10 ⁽¹⁾		0-20 ⁽¹⁾		0-30 ⁽¹⁾
LNG 運搬船 ⁽³⁾	10,000 DWT -	非適用	10 ⁽²⁾	20	20	30	30
Ro-ro 貨物船 (自動車運搬船) ⁽³⁾	10,000 DWT -	非適用	5 ⁽²⁾		15		30
Ro-ro 貨物船 ⁽³⁾	2,000 DWT -	非適用	5 ⁽²⁾		20		30
	1,000-2,000 DWT	非適用	0-5 ⁽¹⁾⁽²⁾		0-20 ⁽¹⁾		0-30 ⁽¹⁾
Ro-ro 旅客船 ⁽³⁾	1,000 DWT -	非適用	5 ⁽²⁾		20		30
	250-1,000 DWT	非適用	0-5 ⁽¹⁾⁽²⁾		0-20 ⁽¹⁾		0-30 ⁽¹⁾
非従来型の推進装置を有するクルーズ客船 ⁽³⁾	85,000 GT -	非適用	5 ⁽²⁾	20	20	30	30
	25,000-85,000 GT	非適用	0-5 ⁽¹⁾⁽²⁾	0-20 ⁽¹⁾	0-20 ^(*)	0-30 ⁽¹⁾	0-30 ^(*)

- (注) 1. 削減率は、船舶の大きさにより2つの値の間で線形補間すること。低い削減率が小さい船舶のサイズに対応する。
 2. フェーズ1は、2015年9月1日から開始する。
 3. 削減率は、3.1.2(22)に規定される2019年9月1日以降に引き渡しが行われる船舶に適用する。

表 8-9 を次のように改める。

表 8-9 船種毎のリファレンスライン決定定数

3.1.2 に定義される船種	a	b	c
(4) ばら積貨物船	961.79	(i) 船舶の載貨重量トン数 (以下、本表において「DWT」という。) ≤279,000 の場合、DWT (ii) DWT > 279,000 の場合、 279,000	0.477
(5) ガス運搬船	1120.00	DWT	0.456
(6) タンカー	1218.80		0.488
(7) コンテナ船	174.22		0.201
(8) 一般貨物船	107.48		0.216
(9) 冷凍運搬船	227.01		0.244
(10) 兼用船	1219.00		0.488
(12) Ro-ro 貨物船 (自動車運搬船)	DWT/GT<0.3 の場合、 (DWT/GT) ^{-0.7} ×780.36 DWT/GT≥0.3 の場合、1812.63		
(13) Ro-ro 貨物船	1405.15	DWT	0.498
	1686.17 ⁽¹⁾	(i) DWT≤17,000 の場合、 DWT ⁽¹⁾ (ii) DWT > 17,000 の場合、 17,000 ⁽¹⁾	
(14) Ro-ro 旅客船	752.16	DWT	0.381
	902.59 ⁽¹⁾	(i) DWT≤10,000 の場合、 DWT ⁽¹⁾ (ii) DWT > 10,000 の場合、 10,000 ⁽¹⁾	
(17) LNG 運搬船	2253.7	DWT	0.474
(18) 非従来型の推進装置を有するクルーズ客船	170.84	船舶の総トン数 (GT)	0.214

(注) 1. フェーズ 2 及びそれ以降に使用すること。ただし、本会が適当と認める場合には、フェーズ 1 に使用することができる。

附 則

1. この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2021年 第2回 一部改正

2021年12月27日 達 第52号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2021年12月27日 達 第52号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.3 二酸化炭素放出抑制指標規制値（附属書 VI 第 21 規則関連）

-3.及び-4.を次のように改める。

-1. 規則表 8-8 において、フェーズ 0 に該当する船舶とは、次のいずれかに該当する新船をいう。

- (1) 2013年1月1日以降2014年12月31日以前に建造契約が行われる船舶であって、2019年1月1日前に引き渡しが行われるもの
- (2) 2013年1月1日前に建造契約が行われる船舶であって、2015年7月1日以降2019年1月1日前に引き渡しが行われるもの
- (3) 建造契約がない場合は、次の(a)又は(b)に該当する船舶
 - (a) 2013年7月1日以降2015年7月1日前に建造開始段階にある船舶であって、2019年1月1日前に引き渡しが行われるもの
 - (b) 2013年7月1日前に建造開始段階にある船舶であって、2015年7月1日以降2019年1月1日前に引き渡しが行われるもの

-2. 規則表 8-8 において、フェーズ 1 に該当する船舶とは、次のいずれかに該当する新船をいう。

- (1) 2015年1月1日以降2019年12月31日以前に建造契約が行われる船舶であって、2024年1月1日前に引き渡しが行われるもの
- (2) 2015年1月1日前に建造契約が行われる船舶であって、2019年1月1日以降2024年1月1日前に引き渡しが行われるもの
- (3) 建造契約がない場合は、次の(a)又は(b)に該当する船舶
 - (a) 2015年7月1日以降2020年7月1日前に建造開始段階にある船舶であって、2024年1月1日前に引き渡しが行われるもの
 - (b) 2015年7月1日前に建造開始段階にある船舶であって、2019年1月1日以降2024年1月1日前に引き渡しが行われるもの

-3. 規則表 8-8 において、フェーズ 2 に該当する船舶とは、次のいずれかに該当する(1)及び(2)の新船をいう。

- (1) 2022年3月31日にフェーズ2を終了する船舶にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 2020年1月1日以降2022年3月31日以前に建造契約が行われる船舶であつて、2026年4月1日前に引き渡しが行われるもの
 - (b) 2020年1月1日前に建造契約が行われる船舶であつて、2024年1月1日以降

2026年4月1日前に引き渡しが行われるもの

(c) 建造契約がない場合は、次の i) 又は ii) に該当する船舶

i) 2020年7月1日以降 2022年10月1日前に建造開始段階にある船舶であつて、2026年4月1日前に引き渡しが行われるもの

ii) 2020年7月1日前に建造開始段階にある船舶であつて、2024年1月1日以降 2026年4月1日前に引き渡しが行われるもの

(2) 2024年12月31日にフェーズ2を終了する船舶にあつては、次のいずれかに該当するもの

~~(a)~~ 2020年1月1日以降 2024年12月31日以前に建造契約が行われる船舶であつて、2029年1月1日前に引き渡しが行われるもの

~~(b)~~ 2020年1月1日前に建造契約が行われる船舶であつて、2024年1月1日以降 2029年1月1日前に引き渡しが行われるもの

~~(c)~~ 建造契約がない場合は、次の ~~(ai)~~ 又は ~~(bij)~~ に該当する船舶

~~(ai)~~ 2020年7月1日以降 2025年7月1日前に建造開始段階にある船舶であつて、2029年1月1日前に引き渡しが行われるもの

~~(bij)~~ 2020年7月1日前に建造開始段階にある船舶であつて、2024年1月1日以降 2029年1月1日前に引き渡しが行われるもの

-4. 規則表 8-8 において、フェーズ3に該当する船舶とは、次のいずれか(1)及び(2)の新船をいう。

(1) 2022年4月1日以降にフェーズ3を開始する船舶にあつては、次のいずれかに該当するもの

(a) 2022年4月1日以降に建造契約が行われるもの

(b) 2022年4月1日前に建造契約が行われる船舶であつて、2026年4月1日以降に引き渡しが行われるもの

(c) 建造契約がない場合は、次の i) 又は ii) に該当する船舶

i) 2022年10月1日以降に建造開始段階にあるもの

ii) 2022年10月1日前に建造開始段階にある船舶であつて、2026年4月1日以降に引き渡しが行われるもの

(2) 2025年1月1日以降にフェーズ3を開始する船舶にあつては、次のいずれかに該当するもの

~~(a)~~ 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶もの

(b) 2025年1月1日前に建造契約が行われる船舶であつて、2029年1月1日以降に引き渡しが行われるもの

(c) 建造契約がない場合は、次の i) 又は ii) に該当する船舶

~~(i)~~ 建造契約がない場合は、2025年7月1日以降に建造開始段階にある船舶もの

~~(ii)~~ 2025年7月1日前に建造開始段階にある船舶であつて、2029年1月1日以降に引き渡しが行われる船舶もの

-5. (省略)

-6. (省略)

附 則

1. この達は、2022年4月1日から施行する。